

<2022年6月27日>

●産科医療補償制度〔該当箇所：オープンセサミ④P.100、オープンセサミ⑤P.9〕

令和4年1月に、産科医療補償制度が改定されました。令和4年1月1日以降に生まれた児から適応されます。

・補償の対象範囲

産科医療補償制度では、分娩機関の医学的管理下において出生した児が、次の1～3の基準を全て満たし、運営組織が「補償対象」として認定した場合に、補償金を支払います。

【平成27年1月1日から令和3年12月31日までに生まれた場合】

1. 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または 在胎週数28週以上で低酸素状況を示す所定の要件を満たして出生したこと ※在胎週数の週数は、妊娠週数の週数と同じ	補償対象基準
2. 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること ※児が生後6か月未満で死亡した場合は補償対象外	対象とならない基準
3. 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひであること	重症度の基準

【令和4年1月1日以降に生まれた場合】

1. 在胎週数28週以上で出生したこと ※在胎週数の週数は、妊娠週数の週数と同じ	補償対象基準
2. 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること ※児が生後6か月未満で死亡した場合は補償対象外	対象とならない基準
3. 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひであること	重症度の基準

・1分娩あたり掛金

【平成27年1月1日から令和3年12月31日までに生まれた場合】：1万6千円

【令和4年1月1日以降に生まれた場合】：1万2千円

※掛金相当分が加算されている出産育児一時金の総額については、42万円から変更なし。

●合計特殊出生率〔該当箇所：オープンセサミ⑤P.69〕

令和4年2月に、厚生労働省より「令和2年人口動態統計（確定数）」において、合計特殊出生率の確定値が公表されました。

- ・令和2年の合計特殊出生率：1.33（令和元年 1.36 から 0.03 低下）

●年齢調整死亡率の基準人口〔該当箇所：オープンセサミ⑤P.71〕

「令和2年人口動態統計（確定数）」（令和4年2月公表）より、年齢調整死亡率の算出に用いる基準人口が、昭和60年モデル人口から平成27年モデル人口に変更されました。

年齢調整死亡率

$$= \frac{\{\text{観察集団の年齢別死亡率} \times \text{基準集団の年齢別人口}\} \text{全年齢の総和}}{\text{基準集団の総人口（平成27年モデル人口）}}$$

×1,000（または 100,000）